

2025 年 10 月 7 日

総務防災課

職員の処分について

真鶴町は 10 月 7 日、職員 1 名を戒告処分としました。

税務町民課に勤務している事務職員(20 歳代、男性)は、関係機関に業務上必要となる書類の受け渡しするための出張の際、昼食時間に規定以上の休憩をとり、その後帰庁することを繰り返していた。

このことは、地方公務員法第 35 条の「職務専念義務に違反」に規定している行為であり、法第 29 条第 1 項第 1 号の「法令に違反」に該当するとともに、被処分者の勤務状況は、同法第 29 条第 1 項第 2 号の「職務を怠った行為」に該当するため戒告処分とした。

処分内容

- (1) 被処分者
主事 20 歳代 男性
- (2) 処分
戒告
- (3) 処分事由
地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分
- (4) 処分年月日
令和 7 年 10 月 7 日

お問い合わせ先

総務防災課長 青木 一広 電話:0465-68-1131 内線 2166

